

という事です。

また、二つにしまして、諮問に際してそのようなことは言っていない。ただ、わたりの廃止が新聞にも出ており、給与の是正がなされることを、審議会の委員が十分認識した上で審議がなされたので、このような答申に相なったものであろうと。また市長、助役は二十四番目、収入役は十五番目という事になっておられるも、その点について審議材料にはなつたけれども、おのこの市はそれなりに市としての独自の立場があつて、特に小市は、独立した守備範囲だけをやっておればよい、というものではなかつて、市長のブレーンとして、重要事業の検討等にも参加して、行政執行を円滑に遂行していく立場に立たなければならぬ、といった見地から、つまり現在の実務実態を反映させねばならないということで、二十六市のおのこの市の順位云々ということよりも、三役は同率アップがより適切であると、かような見解をもつて審議会は結論したと、かような答弁でありました。

また、要望といひましては、今後適用日は四月一日が適正であらうとの意見もなされたわけでありますが、この案件につきましても、賛成者、反対者ありましたわけでございまして、起立によつて採決をいたしましたところ、賛成者多

数にございまして、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。ような次第であります。よろしく御審議を賜ひまして、当委員会報告書どおり御決定くだされいますようお願いを申し上げます。報告といたします。

最後でございますが、議案第四号であります。本案につきましても、冒頭、担当課長より内容説明を受けました後、質疑が取り行われたわけであり

ます。これは教育長であります。二十六市中十六番目という事でありますが、今までどのような経過をたどつて、このようになったのか、かような質問がございまして、これに對しまして、独立した行政委員会であるが、委員長は市長を直接的に補佐して業務を行うといった歴史的な経過がある。それを踏まえた上で現行月額が決まれていると思うので、今回も同趣旨で答申がなされた。それを受けての条例改正をしたのである、との答弁がなされたわけであり

ます。また、教育長が十六番目であれば、当然、市長等もバランスの上からもアップしていくべきものであろう。このような問題についても、ひとつ検討してくれたい。という要望もございました。

採決に当たりましては、起立により採決をいたしましたところ、賛成者多数により、原案どおり可決すべきものと決定をした次第であります。
よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告書どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上、四案の審査報告をさせていたしました。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。 十二番 松山清君。

（十二番 松山清君登壇）

○十二番（松山清君） 議案三七号、三十八号、三十九号、四号の四議案について、一括して反対討論をいたします。

四議案は、いずれも報酬等の引き上げを行うものであります。私も共産党は、報酬等の引き上げ一般に反対するものではありません。ただ、いかに申し上げておきますように、たとえ議員においては、その職務を遂行するに必要な報酬は、当然必要だろうと思えます。しかし、だからと言って低いものは直ちに引き上げを行ってもよい、ということではありません。

すでに当市の報酬は、議員で現行月当り二十五万、年間四百万円に上っております。十分とは言えないまでも、一般的な勤労者の生活実態、こういうことを考えたときには、この額でまだやっていける内容だと思えます。なかんずく、長引く経済不況、また今回引き上げをすれば、四十六年以降、連続十二年間の引き上げとなることなどを見るときに、私も思っています。とうてい賛成することはできないものであります。

また、議案三十八号、三十九号、四号に至りましては、引き上げをしなければ支障を来すような理由は全くないと、私も考えております。特に市長、助役、収入役、教育長におかれましては、市の責任者といったしまして、現行としても十分な給与は支給されていると、私も考えております。

いまだ成すべきことは、これら市の責任者として、多様化する市民要求実現のために全力を挙げてやっていたらいいというものであります。

このようなくことを強く要求いたしました。まさに簡単であります。四議案一括の反対討論とさせていただきます。

○議長（末次性男君） 次に、賛成者 九番小野沢久君。

（九番 小野沢久君登壇）

○九番（小野沢久君） 議案第三十七号、三十八号、三十九号、四十号の四案に対しまして、一括して賛成の討論をさせていただきます。

現在の社会情勢、経済情勢を勘案するにつけ、報酬のアップというについては十分に配慮しなければならぬと思っております。議員先輩各位、あるいは特別職の皆様におかれましても、何か何でも報酬をアップしていただきたいと思っております。公平な第三者にゆだね、意見を聞くというところが一番民主的な方法ではないかと考えます。部長職、あるいは課長職を基準にスライドするというのはおかしいものであり、また他市の状況を参考にするとはあっても、基準にするというのもおかしいと思っております。要は、公平

な機関に諮るということだと思います。

今回、市長が諮問した報酬等審議会におかれましても、公平な立場から慎重な審議を重ねていただいた末の答申であります。答申は絶対的拘束性はないにしても、尊重すべきであります。尊重しなければ、審議会を設けて第三者に審議をしていただく意味がなくなるわけであります。

この観点から、この答申を謙虚に受け止め、その答申に秘められたわれわれ議員、あるいは特別職の皆様への叱咤激励を率直に受け入れ、反省すべきは反省し、豊かなまちづくり、福生市の発展に、われわれの責務は一層重くなるといふ意識を深め取り組むことが、審議会の皆様の御期待にこたえ、いつかは市民各位の期待にこたえるものと理解し、賛成とするものであります。（拍手）

○議長（末次性男君） 次に、反対者 十番 遠藤洋一君。

（十番 遠藤洋一君登壇）

○十番（遠藤洋一君） 議案三十七号から四十号までの、一括をして反対討論を行います。たいと思っております。

議案三十七号の議員の報酬については、私は私に意見があります。二

は、議員の報酬が適切であるかどうかという論議があるわけです。報酬審議会等々におきましての論議の内容は、たゞいまだ総務委員長の報告の中で聞かせていただくにけれども、しかしながら、さらに私は、いま地方議員が持つ職務の内容や、あるいは仕事の問題、あるいはその働きの中身から言って、いまの議員報酬が、即そのまま適切であるかどうかという点に対する疑問は持っています。たとえば議員の場合、地方自治法を眺めましても、なかなか職務分掌までは出ておりません。どこからどこまでが議員の仕事であり、どこからどこまでが一般市民としての仕事であるか。あるいは市の行政や市の未来を考えるための、一市民としての義務であるか、ということについても、はなはだ不明確であると私は考えています。

議員の報酬がそのまま適切かどうかという判断につきましては、いすれにしてもさまざまに論議があると思えますけれども、たとえば全体で論議をする中で、二十六市の実態の比較であるとか、あるいは急激なアップは無理で、昨年の並みの二%にしたとかいうような形で審議内容や答申内容、また審議会の答申を受けての市長からの議案の提出の中身では、どうも納得をすることが

できません。

要するに、三十七号に関しては、値上げ幅、そして値上げの内容等々につきまして、私は納得をすることができないので反対をするわけです。

次に、第三十八号、第三十九号について言いますと、特に第三十八号の中身の行政連絡員その他については説明があったわけですが、これにいたしましても、アップ率の内容、それから根拠については非常に薄弱であるというふうに考えております。値上げすることに即反対というわけではありませんけれども、内容の問題として賛成するわけにはいきません。

三十九号の市長に至ってはますますそのとおりです。四四%の値上げ、私は、昨年度、一昨年度のことから考えれば、この値上げ幅で、一体審議会は納得したのか。あるいは、議案を提出した市長、並びに理事者側は、この中身で納得をしたのか、ということについては疑問を持ちます。値上げ幅が少ないとか多いとか言っているわけではありません。各市、二十六市それぞれに、市長や助役や収入役の仕事の内容や性質はあつてはいるでしょう。それらによって決めるべきであり、それを比較をして決めるべきではありません。むしろ、仕事の内容が、本当に市長が忙しければ

そのことで専業であり大変であれば、当然、仕事に対する報酬、労働に対する賃金は高くなるわけですから、ぼくは考えでも構わないと思つます。またその逆であれば逆であっても構わないと思つます。しかしながら、四四〇、均一ですよ、うな値上げの仕方では、やはり納得することができません。

それは、議案四四号の教育長においても同様です。いままでの総務委員長の報告や、審議会の内容から聞かなくても、この四四〇の値上げというものが、いかなる根拠であるかという点については、非常に薄弱であると思つております。市長は、議案の提出に当たりましては、せい内容につきましてのより深い説明やあるいは根拠を、ぜひ私どもに説明していただくべきではないかと思つております。

以上の点をもちまして、私は單なる値上げという点の中身の問題として、この議案には賛成できかねるという点で反対討論といたします。

○議長(末次性男君) 以上で討論を終わります。

本四案については、各議案ごとに起立により採決いたします。
お諮りいたします。

議案第三七号は、本委員会報告とあり決することに賛成の諸君の起立

を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よつて議案第三七号は、本委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 次に、議案第三八号は、本委員会報告とあり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よつて議案第三八号は、本委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 次に、議案第三九号は、本委員会報告とあり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よつて議案第三九号は、本委員

会審査報告の通り可決いたしました。

○議長(末次性男君) 次に、議案第四十号は、本員会報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よって議案第四十号は、本員会審査報告の通り可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第五 議案第四十一号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、本員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、議案第四十一号に關しましての委員会における審査概要を報告させていただきます。

なお、お手元にございます審査報告書の朗読は、省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

私どもの総務委員会におきまして、この四十一号は一番、いわばメインであったと思いますのであります。時間も一番かけて審議をいたしましたわけであります。

最初に、その内容の要約をいたしますと、なぜわたりというものが廃止する運びとなったのか。そのわたり廃止に伴う対応策として、このような法令上の方法論がなされたわけであるが、これがよいものなのかどうなのか。そしてそうあることにより、職員も活性化し、行政効率もなお一層向上し、ひいては市民サービスになるであろうと、いわば、こういったテーマに基いた審議ではなかったかと思っております。

まず、本審査の冒頭、担当課長より内容説明を受けたわけであり、かつ、一といたしましては、昭和四十八年に訓令第十五号がつけられて以後、九年経過して、この三月、突然、わたり廃止というところで、この訓令を一方的に廃止したが、なぜ廃止をしなければならなかったのか。また、今回廃止によって職務職

階制に基づくものにするというところであるが、これは法的に、単なる整合性を持たせるといった意味に過ぎないものなのか。職員に不利益となる恐れはないものなのか。廃止することにより、職員の能力を全面的に引き出すということはできないにしても、それに対してのこれからの方向づけと申しますか、きちんとして、そういうものを持つてゐるのかどうなのか。市の行政をやっていく上で、これはプラスであるのかどうなのか。また、わたり廃止に伴う該当者は、今回何人くらいゐるのか。また来年は何人か、再来年は何人か。かようなことが第一点であります。審議の経緯としては、その前に違うことから始まつてゐるわけですから、

も、そういうことが第一点であります。それから、第二点としては、このわたり廃止のための暫定措置として、規則第九号というものが設けられて、給料暫定措置を定める規則を設けたわけでありまうけれども、これは条例に規定すべき事項と考えるが、これについての見解を聞きたいと、こゝにやうなことが第二点。これがメインであつたと思ふのであります。

それからまた、三番といひましては、四十八年には八十人ぐらゐ採用されたと。

それらの人たちの能力を、人間がチェックするということによりポストにつけるといふこと。そう、うふうふなことができるのかどうなのかという、その見解を伺いたい。また、都や果は管理職試験を行つてゐるけれども、当局としては、この問題について、どのような見解を持てゐるのか。八十人もの者が、いつかはやがて退職することになるわけでありまうが、その退職金問題についてどのような考え方を持てゐるのか。また、ラスバイレスを下げるような考え方を持てゐるのかどうなのか。

いへば、この三点について質問がなされたわけでありまう。

第一点といひまして、一月の総務委員会、わたり廃止の問題について強い指摘をいただいたので、それを踏まえて可及的すみやかに廃止に向かつて努力することを確約した次第であると。御指摘のとおり、地方自治法、地方公務員法その他と見合せて中で勘案し、やはり適正を欠くとの判断に基づいて、三月一日に廃止したわけである。わたり対象者に不利益になるとかといったような問題としては、暫定的な規則を設けたわけであつて、仮に一等級から三等級級になつたとしても金額的には保障すると。現在の給料月額、条例制定のとこまで保障することになつてゐる。職務職階制を持した給料表とした

ことで、不利益になる者がいるかについては、一定金額が上がっていると云ふもあれば下がついてゐるところもあるので、本来的な給与のあり方を考えれば、これは不利益ではなく、従来の制度の見直しをしたというところである。この判断しておると、また、わづら廃止に伴う該当者は四名であり、制度が改正されなかった場合は、五十七年度では十四名、五十八年度は十九名であるというところがあります。

二つにしまして、六条の見出しが「昇給の基準」と明記されてゐることから解釈すれば、昇給する場合には、市規則に定めるような条例が定められてゐるといふ御指摘は、まさにそのとおりであると。ただわづら廃止をしたのが、三月の一日であると、これに対応するおのおの職の給料月額というものが、現行条例において適用されるべきものがないということである。そこで六条二項の規定により新規則を定めなければなりません。この問題については、上級官庁とも協議をしたが、上級官庁の意向も、本来なら条例で定めて措置するが適当と思いますが、現行給与条例の中で運用することもこの際やむを得ないのではないかと、このようなことで、このようにしたわけである。かような答弁でありました。

また、三つにしましては、ポストへの選抜の問題であります。当市は現在

試験制度がないので、その人たちは、理事者を中心に考へ方を集約した中で人選をしてゐるわけであり、将来、十分考へなければならぬ問題があるであろうが差し当たっては、試験制度を行なうてもできるものと思つて。また、退職問題については、当然これは対応すべき措置を考へていかなければならぬと思つて。また、ラスパイレス問題であります。当面は、これは百十五ぐらいにおいて取り組んでいきたいと思つて、この答弁がありました。

なお、要望として、規則第九号をつくらざるを得ない、ということについては、十分納得するけれども、今後は法令上、疑議のある規則は十分検討すべきである。また、職務職階制は、公平に職員の経験と能力を十分に生かして市民にプラスになるような形で対応されたい。職員ともども競争の中から切磋琢磨をして一つのポストを目指すべきにより成果を上げ、市民に還元できるように、理事者はリーダーシップを取ってもらいたい。けれども、学歴によらず能力により資格を取れるシステムが必要だと思つて、留意してもらいたい。また、試験制度に対して余り積極的な答弁がなされてゐなかつたようであるけれども、これに対して、もっとこの問題については取り組んでもらいたい。けれども、これも血

みどうで試験にぶつかっておるんだから、世間は厳しいのですぞといったような諫言の発言も最後によりまして質疑の幕を閉じたわけであります。採決をいたしましたところ、全員一致、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告書どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

これをもちまして、御報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十二号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よって議案第四十二号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第六 議案第四十二号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名を賜りましたので、議案第四十二号に關しまして、委員会における審査概要を御報告させていただきます。

なお、お手元にございます審査報告書の朗読は、省略させていただきます。(議案審査報告書) 別添参照

まず、本審査の冒頭、担当課長より内容説明がございました。また、説明に際しまして、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の現行、並びに改正案の対比表が配付されました。それに基きまして説明を受けた

わけであります。

内容につきましては、長期譲渡所得に対しては、従前、四十四年一月一日以前取得したものに限りみなされに、十年を経過したものはその対象となるよう緩和とされたとともに、従来、長期譲渡所得の八千円を超えものについては四分の三総合課税であったものが、四千万円を超えものとすべし二分の一総合課税と緩和られ、また優良住宅地譲渡については、四千万円を超える場合、二分の一総合課税であったものが、百分の五の税率適用に改まった。また特定市街地区域の旧A・B・C農地については、従前、五十五年度から五十七年度までを五十八年度から六十年までと延期された、といった改正であり、その後例題によつて新旧譲渡についての比較説明が資料に基づきなされたわけになります。

たとえば、五百万円の総所得の人に一億円の長期譲渡があった場合には、従前では六百二十万円の税金が課税されるけれども、改正案では五百五十二万円と七千万円ほど安くなった。五百万円の課税所得が、五千万円の優良宅地を買却した場合、従前だと二百二十万円のところが二百十万円と、十万円安くなる、といった説明がなされたわけがあります。

これに対して、A・B・C農地の宅地の促進ほどの程度か等の質問がなされます。

その答弁としては、現在福生市には、五十六万一千平方メートルの農地があり、約七平方メートル程度が農地として申請がなされて来ておらないうえ、それが将来、売られることになるのであろうという答弁がなされました。

また、以前は、条例改正の場合は、新旧比較表が出されにと思ひけれども、今後、理事者としては比較表を出す考えがあるかどうか、といったような質問に對しまして、税法関係はわかりづらい点が多々あると思ひので、特にわかりにくいものについては、そのよりな方法を取るよう検討をさせていた、との答弁でございました。

本案につき、採決いたしましたところ、全員一致にて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました次第でございます。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告書どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終りました。